

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費の申請方法について

これまで、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費の支払いについては、「代理受領払い」（※1）と「償還払い」（※2）の2通りの方法が認められていましたが、このたび国の方針により「代理受領払い」が廃止されることとなりました。

このため、当組合では平成30年11月15日に行われた第144回組合会において検討した結果、平成31年度より「償還払い」へ移行することが決定されました。

つきましては、下記のとおり平成31年4月施術分から従来の取扱いを変更することとなりますので、ご案内申し上げます。

（※1）代理受領払い

民法上の契約で、患者は費用の3割分を施術所で支払いをして、施術所が7割分（※3）を組合あてに請求するものです。

（※2）償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は一旦、施術所に費用の全額を支払ひ、後日、被保険者が組合あてに費用の7割分（※3）を療養費として請求するものです。 ※法令上支払い方法の原則

（※3）給付割合は、年齢等により異なります。

記

1. 変更内容

平成31年4月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額をお支払いいただき、その後、被保険者が健保組合に療養費として請求してください）

※なお、現在受療している施術所へは、『平成31年4月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

2. 申請方法

- （1）施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- （2）施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書（施術所用）内に記載）
- （3）以下の書類を揃え、当組合にご提出ください。

【あはき療養費支給申請に必要な書類等】

□『療養費支給申請書』（当組合様式）

必要事項を記入・捺印のうえ、①～⑤を添付して被保険者の方からご申請いただきます。在職中の給付金振込は事業所宛となりますので、在職中の方はお勤め先の健康保険担当者にご提出ください。

①『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

②施術内容等の証明

『療養費支給申請書（施術所用）』に施術日・傷病名・施術の内容・施術者氏名・医師の同意記録を施術所が記入し内容の証明をうけたもの。なお、委任欄および支払機関欄は記入しないでください。

③『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

※変形徒手矯正術は、1ヶ月に1回の医師同意書（原本）が必要です。

④『施術報告書（写し）』（平成30年10月施術分より）

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

⑤『施術継続理由・状態記入書』

※初療の日から1年以上経過しており、1月間の施術回数が16回以上の方は添付してください。

3. その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※療養費支給申請書（施術所用）及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きますようお願い申し上げます。

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります

4. 留意事項

- ・平成31年4月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。
- ・申請書類等の取得は、在職中の方はお勤め先の健康保険担当者、任意継続・特例退職被保険者の方は当組合へご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

外国運輸金融健康保険組合 業務部給付課

TEL : 03-3574-8217